
企 画



ウォーターフロント土浦

1	総合計画	45
2	土浦市亀城プラザ	52
3	合併の経過	55
4	広報・広聴	56
5	行財政改革	60
6	ICT施策の推進	63
7	企業誘致	64
8	公共施設マネジメント	65

1 総合計画

第9次土浦市総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成30（2018）年に策定した第8次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の2つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、NPOなどと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めてきました。

しかしながら、今日、我が国においては、明治32（1899）年の統計開始以来、年間の出生数が初めて90万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、ICT社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、新型コロナウイルス感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。

一方で、平成27（2015）年9月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGsの理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定したものです。

(2) 計画の位置付け

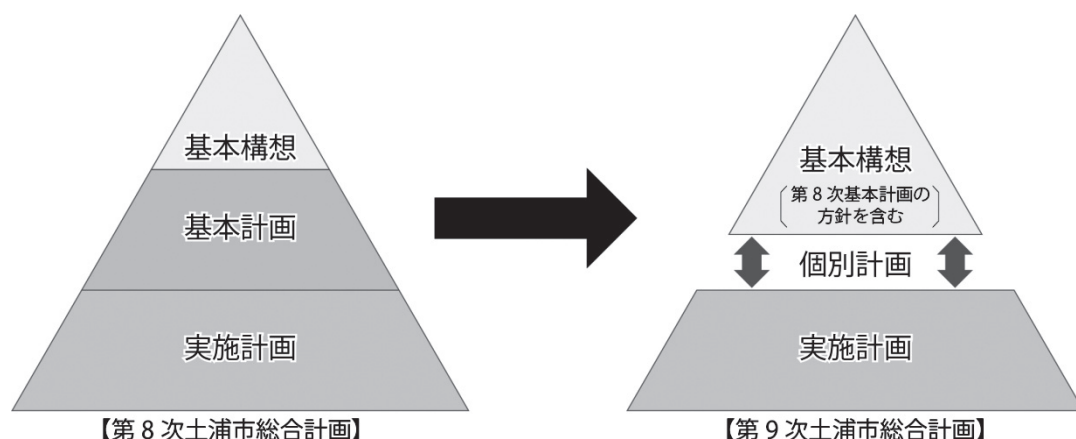
本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画となります。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための政策の方針を明らかにし、将来のまちづくりの指針とするとともに、令和4（2022）年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

(3) 総合計画の構成

第8次土浦市総合計画では、構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造としていますが、基本計画については、5年ごとの見直しとなり、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できず、また、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもありました。

このようなことから、第9次土浦市総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の2層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。



- 基本構想…まちの将来像を定めるとともに、将来像を実現するための政策の方針を体系的に示すもの
- 基本計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を体系的に示すもの
- 個別計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を個別に示すもの
- 実施計画…各計画に定めた主な事業を中心に、財政状況や社会情勢と整合を図りながら、実施する事業を定めるもの

(4) 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。また、実施計画は基本構想に掲げた政策方針を実現する個別計画を具現化するための計画であり、計画期間は3年間とします。さらに、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。

令和3年度	4年度(2022)	5年度(2023)	6年度(2024)	7年度(2025)	8年度(2026)	9年度(2027)	10年度(2028)	11年度(2029)	12年度(2030)	13年度(2031)	14年度(2032)
	基本構想（構想期間 10 年間）										
	3 カ年実施計画										
		3 カ年実施計画									
			3 カ年実施計画								

(5) 基本構想

ア まちの将来像

(ア) 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、令和13（2031）年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等のこれからの変化や本市の抱える課題を踏まえて、次のように設定します。

将来像
「夢のある、元気のある土浦」

○将来像の概念

・「夢のある土浦」の創生～誰もがその人らしく暮らせるまち～

市民の誰もが、それぞれ抱く夢や希望をかなえることができるよう、その人らしく暮らすことができる、あたたかさあふれるまちを創っていきます。

そして、未来を担う子どもたちが、こうして育まれた環境の中で安心して人生のスタートを切り、郷土愛を深め、生涯を通して土浦で生きていくことを心から誇りに思えるよう、全ての市民にとって「夢のある土浦」を実現します。

・「元気のある土浦」の創生～「地域の宝」で人を呼び込むまち～

土浦に活力をもたらすために、市民の暮らしを豊かにするとともに、更なる産業発展を促進します。あわせて、本市の「地域の宝」に磨きをかけるとともに、時代の変化に応じて、新たな地域の魅力を生み出すことで、本市ならではの魅力あふれるまちを創っていきます。

さらに、創り出した魅力を通じて、土浦に人を呼び込むことで、活気あふれる「元気のある土浦」を実現します。

○将来像を支える3つの視点

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、次の3つの視点に基づき、この総合計画を推進していきます。

・人と人がつながり合い、地域社会を支える

特に関係の深いカテゴリー：人権 市民協働 福祉・医療 防災・防犯 子育て 教育

コロナのまん延をきっかけとして、人と人とのつながりの在り方自体が変わりつつある中で、多様性と包容力にあふれた地域共生社会の構築に向けて、市民の誰もが居場所と役割を持つことができ、家庭で、地域で、職場でそれぞれが自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。

さらに、こうしたまちづくりを礎に、福祉や医療、防災・防犯、子育て、教育といった各分野において、人と人がつながり合い、地域社会を支えるための各種施策を推進していきます。

・本市ならではの魅力を通じて地域の活力を生み出す

特に関係の深いカテゴリー：産業 観光 自然環境 歴史・文化 情報発信 福祉・医療 子育て

市民が本市の魅力である「地域の宝」を再認識するとともに、本市の特性を生かした新たな魅力を創出することで、郷土愛を育み、かつ、住環境や雇用環境、子育て環境などの側面から市民満足度の高いまちづくりを進めます。

さらに、こうして生み出される人やまちの魅力を効果的に発信し、移住、産業立地や観光交流等につなげることで、地域の活力を生み出すための各種施策を推進していきます。

・将来にわたって、持続可能な地域を創造する

特に関係の深いカテゴリー：自然環境 都市形成 子育て 教育 行財政運営 広域連携

今の子どもたちが夢や希望を持って羽ばたくことができるよう、技術革新が生む世の中の在り方の変化を予測しながら、自然環境保全と都市形成の両立や子育て及び教育環境の充実を図るとともに、時代の変化に対応した行政運営や中長期的視点に立った財政運営を行います。

さらに、県南地域の中心都市として、リーダーシップを発揮することで、将来にわたって、持続可能な地域を創造するための各種施策を推進していきます。

(イ) 人口の見通し

結婚・出産・子育て世代の出生率の向上や青年・壮年世代の転出超過の改善、中高年世代の転入の促進などを始め、人口減少を克服（抑制）するとともに、人口構造の若返りに向けた実効性

の高い施策を進めることで、令和13（2031）年の将来目標人口を次のとおり設定します。

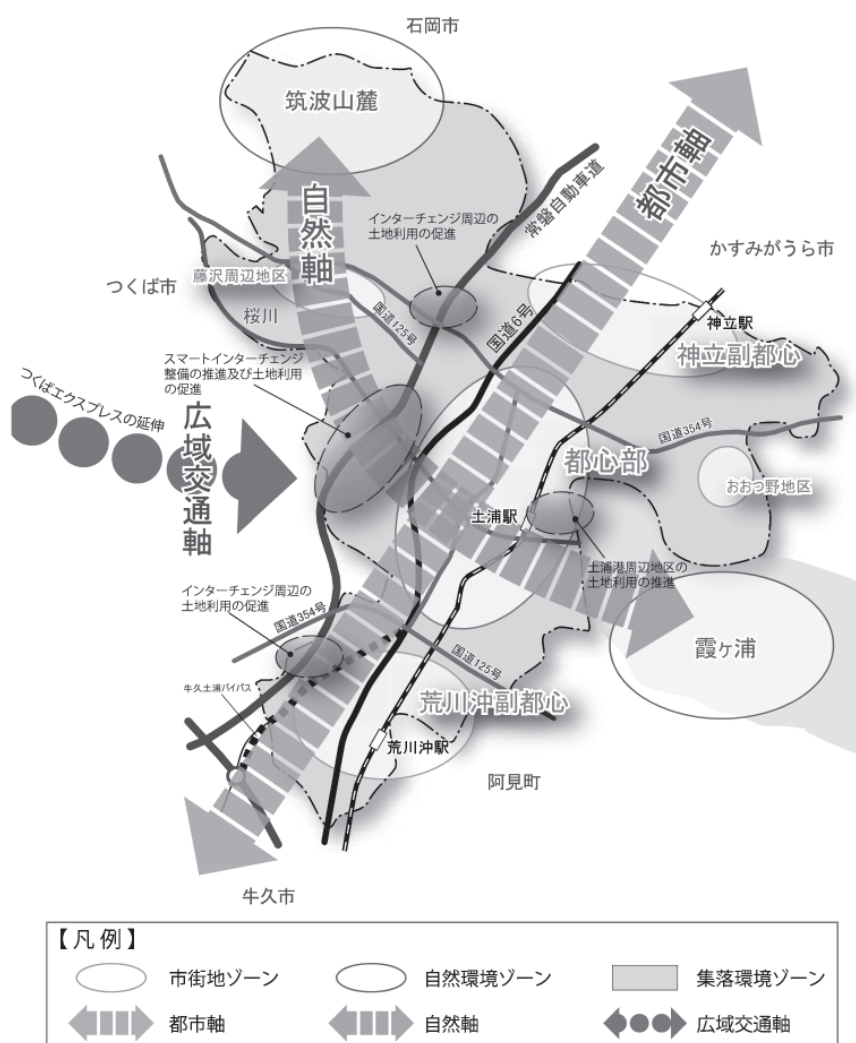
第9次土浦市総合計画の将来目標人口
（令和13（2031）年）：128,000人

あわせて、シティプロモーションに積極的に取り組み、本市の知名度を高めることで、「交流人口」及び「関係人口」を拡大し、本市への人口流入につなげます。

（ウ）土地利用の考え方

本市の地勢や現況を踏まえ、基本構想を実現する空間として、土地利用の考え方を以下のように示します。

土地利用イメージ図



○市街地ゾーン…ＪＲ土浦駅を拠点とする都心部とＪＲ荒川沖駅及びＪＲ神立駅を中心とする副都心については、相互に連携し、かつ、補完しながら、一体的に多様な都市機能の集積を図ります。あわせて、藤沢周辺地区及びおおつ野地区は、それぞれの地域特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。

○**集落環境ゾーン**…人口減少による集落の空洞化・過疎化を防ぐとともに、適切な土地利用を誘導することで、自然と生活がほどよく両立し、共存するゾーン形成を図ります。

○**自然環境ゾーン**…環境保全活動の充実を図るとともに、自然を活用した交流機関の提供など、市民の生活を豊かにする取組を推進します。

◇**都市軸**…各市街地ゾーンや周辺を結び、市民が暮らしやすく、地域が持続可能となる交通ネットワークを構築します。あわせて、スマートインターチェンジの整備を推進し、まちに活力をもたらすため、交通ネットワークを生かして、各インターチェンジ周辺地区の適切な土地利用の誘導を図ります。

◇**自然軸**…筑波山麓、霞ヶ浦とその間を流れる桜川から成る自然軸を基軸として、生態系のつながりを守るとともに、自然に親しむための環境整備を図ります。

◇**広域交通軸**…未来の交通ネットワークの形成に向けて、つくばエクスプレスの本市への延伸の実現を目指します。

イ リーディングプロジェクト

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、優先的・重点的に取り組むべき政策として、4つのリーディングプロジェクトを定め、まちづくりを進めていきます。

○リーディングプロジェクト1 子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくり

「かがやけ！土浦の子どもたち」を合い言葉に、未来を担う子どもたちが地域とのつながりの中で心身共に健やかに、生き生きと育ち、土浦を故郷として誇りに思うことができるまちを目指します。

【成果指標】年少人口割合：10.9%（R2）→11.4%（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 子育て環境の充実

- ・本市全体の保育の質の向上
- ・時代の変化に応じた子育て支援の充実
- ・仕事と子育ての両立

2 経済的支援の充実

- ・子育てにかかる経済的支援制度の不断の見直し

3 教育環境の充実

- ・時代の変化に応じた個別最適な学びと協働的な学びの提供
- ・学校施設の環境改善
- ・小学校の適正配置

○リーディングプロジェクト2 未来につなげる「地域の宝」を生かしたまちづくり

本市の持つ自然環境や歴史文化、日本一の生産量を誇るれんこんや花火競技大会、充実したサイクリング環境などの「地域の宝」を最大限に生かして本市の魅力を創造し、戦略的に発信することで、人口還流を強化し、持続的に発展できるまちを目指します。

【成果指標】観光入込客数：808,102人（R2）→1,755,000人（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 「地域の宝」を核とした魅力の創造

- ・サイクリングを活用した地域活性化
- ・広域連携による観光の推進
- ・「イベント」資源の効果的活用
- ・歴史・文化の継承

2 「地域の宝」の戦略的な発信

- ・シティプロモーション戦略の展開

○リーディングプロジェクト3 暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくり

多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、市民の暮らし満足度を高める取組を推進するとともに、産業の更なる発展を促すことで、本市に住む誰もが暮らしやすく、また、働きやすいまちを目指します。

【成果指標】社会移動数：+173人／年（R2）→現状値以上（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 暮らしの質の向上

- ・都市拠点への都市機能の誘導
- ・公共交通不便地域の解消
- ・土浦港周辺地区の土地利用の推進
- ・主要幹線道路等の整備
- ・公園の機能充実
- ・つくばエクスプレスの土浦への延伸の実現に向けた取組の推進

2 地域経済の活性化

- ・インターチェンジ周辺地区の土地利用の促進
- ・スマートインターチェンジの整備の推進
- ・農業振興の推進
- ・IT関連企業等のオフィスの市内移転の促進

○リーディングプロジェクト4 安心な市民生活を支える災害に強いまちづくり

自然災害の激甚化や感染症の流行期等に自然災害が発生した場合の複合災害に備え、ハード・ソフトの両面から、災害被害を最小化し、市民の生命、財産、そして生活を守る取組を推進することで、市民が安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。

【成果指標】自主防災組織率：85.4％（R2）→100％（R13）

【政策方針及び主導する取組】

1 防災・減災対策の充実

- ・地域防災力の強化

2 防災インフラの整備

- ・土砂災害による急傾斜地崩壊防止対策
- ・橋梁の安全対策

ウ 基本目標

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、市政運営全体を包括する8つの基本目標を定め、まちづくりを進めていきます。

○基本目標1 心豊かに住み続けることのできるまちづくり

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた、切れ目のない総合的な施策を推進するとともに、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備や学校教育の充実、多様な生涯学習の機会の提供やスポーツに親しむ環境の充実を図ります。

- ・関連するキーワード：結婚・出産・子育て 学校教育 青少年育成 スポーツ・レクリエーション 生涯学習

○基本目標 2 未来につなげる魅力あるまちづくり

「地域の宝」を積極的に活用し、観光や交流、ひいては移住・定住にもつなげることで地域の活性化を促進するとともに、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進します。

・関連するキーワード：観光振興 移住・定住 歴史・芸術・文化 景観形成

○基本目標 3 「しごと」を核とした活力のあるまちづくり

時代の変化に合わせて、本市の強みを生かした産業振興を図るとともに、更なる企業誘致や消費者の新たな需要の創出、中心市街地へのにぎわい創出等の取組を促進し、魅力ある都市環境を形成します。

・関連するキーワード：中心市街地活性化 商工業・農業振興 企業誘致 労働環境

○基本目標 4 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり

大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続や広域的な連携も視野に、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化を図るとともに、日常生活での犯罪・事故等の危険を未然に防ぐため、地域ぐるみで取組を進めます。

・関連するキーワード：防災 防犯 消防・救急 交通安全 水害対策 消費生活

○基本目標 5 多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり

人権意識の醸成と平和意識の啓発や男女共同参画社会、多文化共生社会などの実現に向けた取組、市民との協働の更なる深化など、一人ひとりがお互いへの理解を深め、支え合う地域共生社会の実現に向けた各種取組を推進します。

・関連するキーワード：人権・平和 男女共同参画 多文化共生 市民協働・地域コミュニティ・ボランティア

○基本目標 6 ふれあいとあたたかさにあふれる福祉のまちづくり

市民・社会・行政で支える地域福祉を推進するとともに、高齢者福祉や医療体制・社会保障制度の充実、障害者福祉の取組などを通じて、市民や事業者等と行政が相互にパートナーシップを確立し、様々な分野で全世代型の社会保障を実現します。

・関連するキーワード：地域福祉 高齢者福祉 医療・社会保障 障害者福祉

○基本目標 7 未来につなげる環境にやさしいまちづくり

脱炭素・ゼロカーボンに向けた取組などを通じて、国際社会と共に地球環境問題の解決を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、市民・事業者・行政の連携による、人と自然が共生するための環境保全の取組を推進します。

・関連するキーワード：SDGs・脱炭素 自然環境保全 循環型社会・環境衛生 水道

○基本目標 8 効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり

市民サービスのデジタル化や社会経済情勢の変化を踏まえた社会基盤の整備などを推進するとともに、広域行政の推進や公共施設マネジメントなどを通じて、持続可能で安定的な行財政基盤を確立します。

・関連するキーワード：広域連携 都市基盤整備 土地利用 情報発信 行政運営 財政・マネジメント

2 土浦市亀城プラザ

(1) 施設のねらい

本施設は、土浦市のめざす「温もりのある活力にみちた住みよい地域社会づくり」のための生活・文化活動の拠点として、都市（活力）と農村（うるおい）が一体となった中核施設にふさわしい、各種公共施設の機能を組み合わせた複合施設で、その内容は、各種の催しや集会、展示会、自己啓発や生涯学習を志向したグループ・サークル活動など学習と暮らしの向上に役立つ催し、室内スポーツやレクリエーションなどを通じて、健康づくりや体力づくりなど様々な目的にそって利用できるコミュニティセンターである。

昭和58年7月15日開館以来、本館のもつ機能や立地の好条件などにより、多くの市民に利用されており、令和5年度は月平均約7,232人の利用があった。今後も市民の交流促進の場として高い利用が見込まれる。

位 置	土浦市中央二丁目16番4号
敷地面積	3,034㎡
建築延面積	7,431㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階
起 工	昭和56年9月29日
完 工	昭和58年5月31日
開 館	昭和58年7月15日
総 工 費	21億3,000万円
指定管理者	一般財団法人土浦市産業文化事業団

(2) 施設の内容

施設は、「催し、集会、展示」「学習と暮らし」「体力・健康づくり」の三つの機能を集合して建設したものである。

ア 施設の構成

階	面 積	内 容
地 下 1 階	1,604㎡	駐車場、機械室
1 階	1,660㎡	大会議室、市民ホール、管理事務室、消費生活センター
2 階	1,627㎡	文化ホール、展示室、会議室
3 階	1,201㎡	音楽室、会議室、和室
4 階	1,339㎡	運動室、会議室、学習室
		屋上機械置場
合 計	7,431㎡	

※なお、本施設は当初広域圏民の交流の場として建設されたが、土浦石岡地方広域市町村圏の構成市町においても、同様の施設を整備してきたことや、国の広域行政圏に関する施策が、平成21年度末をもって終了したことを受け、土浦石岡地方広域市町村圏協議会は平成22年度末で廃止となり、広域利用の位置付けも終了した。

イ 各部屋面積一覧表

機能	施設名	内 容	規 模
催 し ・ 集 会 展 示	市 民 一 民 ホ ー ル	商品展示、即売会などの商業活動、パーティー、集会などのほか、住民の憩いの場として利用できる屋内自由広場	258㎡
	文 化 一 化 ホ ー ル	文化催し、行事、式典、講演などに利用できるホール	ホール 246㎡ 固定席 146席 移動席 164席 車椅子 2席 計 312席 楽 屋 57㎡ リハーサル室 119㎡ ホワイエ 123㎡
	大 会 議 室 2	各種会議、会合等に利用	150㎡
	小 会 議 室	研修、会議などのほか、特に和室は茶華道の稽古、囲碁、将棋など教養娯楽施設として利用可能 和室 4 洋室 6	No.1 50㎡ (和) 20帖 No.2 49㎡ (＃) No.3 98㎡ (＃) 40帖 (2分割可) No.4 53㎡ (＃) 20帖 No.1 81㎡ (洋) No.2 49㎡ (＃) No.3 53㎡ (＃) No.4 99㎡ (＃) No.5 75㎡ (＃) No.6 74㎡ (＃)
	展 示 室	(大) 作品発表、展示展覧会場 (小) 小展示会に利用	(大) 137㎡ (小) 74㎡
	音 楽 室	民謡、詩吟、コーラス等に利用 洋室 2	No.1 69㎡ (洋) No.2 68㎡ (＃)
学 習 と 暮 ら し	学 習 室	学習、会議など多目的に利用できる学習室	102㎡
	大 会 議 室 1	発表会、集会、ゲーム、レクリエーション等に利用	149㎡ (2分割可)
	消 費 生 活 一 セ ン タ ー	消費生活相談、指導、資料展示など	134㎡
	軽 運 動 室	体操、卓球、ヨガ、舞踊 レクリエーション、ゲームなど	(大) 217㎡ (小) 150㎡
そ の 他	管 事 務 理 室	受付、管理	98㎡
	駐 車 場	地下及び1階敷地の利用	50台 自転車置場100台

ウ 利用料金

施設名		区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時
文化ホール (314席)		平日	6,660 円	10,400 円	13,430 円	27,350 円
		土・日・祝日	8,710	13,430	17,430	35,580
市民ホール (293.8㎡)		平日	4,350	6,660	8,590	17,540
		土・日・祝日	5,565	8,590	11,250	22,870
リハーサル室 (118.8㎡)		平日	1,210	2,175	2,910	5,565
		土・日・祝日	1,570	2,785	3,635	7,130
展示室	第1展示室 (136.5㎡)	平日	3,635	6,290	8,110	16,220
		土・日・祝日	4,715	8,110	10,530	20,950
	第2展示室 (73.3㎡)	平日	1,810	3,255	4,120	8,220
		土・日・祝日	2,295	4,120	5,440	10,650
会議室	大会議室1 (100人)	平日	3,025	5,440	7,020	13,910
		土・日・祝日	3,990	7,020	9,070	18,030
	大会議室2 (100人)	平日	3,750	6,410	8,350	16,580
		土・日・祝日	4,840	8,350	10,770	21,540
	第1会議室 (16人)		1,935	3,395	4,235	8,590
	第2会議室 (24人)		1,210	2,175	2,910	5,565
	第3会議室 (33人)		1,330	2,420	3,145	6,170
	第4会議室 (66人)		2,420	4,350	5,815	11,140
	第5会議室 (30人)		1,810	3,255	4,120	8,220
	第6会議室 (39人)		1,935	3,395	4,235	8,590
和室	和室1 (20畳)		1,210	2,175	2,910	5,565
	和室2 (20畳)		1,210	2,175	2,910	5,565
	和室3 (40畳)		2,420	4,350	5,815	11,140
	和室4 (20畳)		1,440	2,545	3,395	6,540
学習室 (57人)			2,055	3,750	4,840	9,560
音楽室	第1音楽室 (68.9㎡)		1,330	2,420	3,145	6,170
	第2音楽室 (67.6㎡)		1,330	2,420	3,145	6,170
運動室	第1運動室 (216.6㎡)		2,175	3,990	5,210	10,160
	第2運動室 (150.0㎡)		1,570	2,785	3,635	7,130
楽屋			715	1,210	1,570	3,145

備考

- ①利用時間が(別表)の区分時間を越え、又は繰り上がる場合は、次の区分により規定の利用料金を割りましとする。この場合において5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。
1時間未満 30% 1時間以上2時間未満 60% 2時間以上 100%
- ②午前と午後又は午後と夜間とを引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- ③入場料若しくは料金を徴収する会員券・整理券その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利宣伝その他これに類する目的に利用する場合の利用料金は、規定利用料金の100%増しとする。ただし、市民ホールの利用料金は、規定利用料金の200%増しとする。

エ 令和5年度利用状況

(単位:回)

主催者別	施設	ホ ル	ホ ル	展 示 室	会 議 室	和 室	学 習 室	音 楽 室	運 動 室	そ の 他	計
官 公 庁		1	126	603	257	1	5	5	0	127	1,125
学 校		5	0	4	4	0	0	4	1	4	22
学 術・研 究・団 体		0	0	2	20	0	1	0	0	0	23
同 業 組 合・農 業 組 合		0	0	0	24	0	0	0	0	0	24
会 社		16	0	29	1,030	16	106	2	2	15	1,216
各 種 団 体		32	53	15	872	82	59	207	287	45	1,652
興 行		4	0	0	0	0	0	0	0	4	8
ク ラ ブ・教 室・研 究 会		27	2	14	253	87	27	138	879	203	1,630
演 奏 団 体		6	0	0	0	0	0	1	0	6	13
個 人		0	0	1	29	10	3	40	16	9	108
合 計		91	181	668	2,489	196	201	397	1,185	413	5,821

3 合併の経過

合併は、地方分権型社会の構築や行財政改革が進められる中で、自治能力の向上や地方行政の構造改革、変化する社会システムへの的確に対応できる市町村の確立、21世紀の新しい地域社会づくりにとって重要な課題です。

このため本市と新治村は、議会代表、住民代表、学識経験者等26名の委員による土浦市・新治村合併協議会において、慎重な協議を重ね、平成18年2月20日に合併しました。

(1) 合併記念式典

日 時 平成18年2月20日 午前10時から
場 所 土浦市民会館 大ホール
参加者 532名

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律10号）
（施行日）：平成22年4月1日

【改正概要】

- ①国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ②自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律36号）
（施行日）：平成24年6月27日

【改正概要】

- ①東日本大震災の発生後の実情を考慮し、地方債を起すことのできる期間を延長（特定被災地方公共団体のため10年間延長）

4 広 報・広 聴

(1) 広 報

市政に対する理解と協力を得るため、次の広報活動を行っている。

○「広報つちうら」の発行

発行回数 上旬号12回・中旬号8回（4・8・12月は発行なし）

規 格 A4判・2色・4色刷り

配布方法 町内会配布、公共施設への配布、電子書籍の配信

○視覚障害者に対する広報

「広報つちうら」をもとに再編集し、点字広報、声の広報として発行している。

委 託 先 茨城県視覚障害者協会

○「マイシティつちうら」

放送日時 毎日4回（9時、12時、16時、20時）各15分間

委 託 先 土浦ケーブルテレビ

放送内容 土浦市からの催し物案内 等

○市民・学生アナウンサー事業

「マイシティつちうら」でのアナウンス、市のイベント会場などでのインタビュー、市主催の事業の司会などに市民アナウンサーを起用することで一層親しみやすい番組づくりを目指している。

市民アナウンサー 10人 学生アナウンサー 1人

○土浦市ホームページ

市の概要、事業、イベント案内等の行政情報を提供している。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp>

○土浦市（公式）X（旧 Twitter）

防災情報、市の事業、イベント等の行政情報を提供している。

○土浦市（公式）LINE

イベント情報、災害情報、広報紙の発行等の行政情報を、自動通知でかつリアルタイムで提供している。

○市長記者会見

月1回の定例記者会見日（原則として第1月曜日）に、市政の主要施策及び現況等を発表し市民への情報提供を行っている。また、手話通訳付きの記者会見動画をYouTubeで配信している。

○有料広告事業

広 報 紙 平成20年4月中旬号から掲載開始

掲載場所 中旬号の最下段

ホームページ 平成20年5月から掲載開始

掲載場所 トップページ最下段

○その他

「市民くらしの便利帳」

デジタルサイネージを活用した広報

カタログポケットによる広報紙等の電子書籍化、多言語化

(2) 広 聴

市民相談

○市政に対する各種相談、苦情の処理及び法律的な相談への助言、指導等を行う。

法律相談（相談員：弁護士）

毎週火曜日（祝日を除く） 13時30分から15時50分まで（市役所相談室）

司法書士相談（相談員：司法書士）

毎月第2水曜日（祝日を除く） 13時30分から15時35分まで（市役所相談室）

行政書士相談（相談員：行政書士）

毎月第3木曜日（祝日を除く）13時30分から16時30分まで（市役所相談室）

行政相談（相談員：行政相談委員）

毎月第3水曜日（祝日を除く）13時30分から15時30分まで（男女共同参画センター研修室3）

市民相談（担当者：職員）

毎日（閉庁日を除く）8時30分から17時15分まで（市役所）

処理件数

区分 年度	総数	請願 陳情 要望等	法 律 相 談	司 法 書 士 相 談	行 政 書 士 相 談	行 政 相 談	社 労 士 相 談	土 地 家 屋 調 査 士 相 談	窓 口 相 談			E-mail 問い合わせ
									来庁相談	電話相談	計	
4	2,052	35	326	60	47	101	11	31	137	984	1,121	320
5	1,804	35	340	60	27	187	7	23	107	714	821	304

〇こんにちは市長さん（市政に対する提言・要望等）

広報広聴課へ常時寄せられる要望・苦情・相談等とは別に、市の施策に対する提言・意見・要望等市民からの手紙・メールを市長が直接目をとおり、それぞれの内容に応じて関係部課に指示し、市政運営に反映させている。

処理件数

	通数	市長公室	総務	市民生活	保健福祉	こども未来	都市政策	産業経済	建設	教育	消防	その他	合計
4年度	30	4	2	9	4	2	2	1	3	9	0	1	37
5年度	46	8	2	4	13	3	2	3	3	7	3	5	53

（内容により複数課が処理しているため、通数とは異なります。）

子ども模擬議会

土浦市とはどういう「まち」なのかと考えることにより、自分たちの住む地域に関心を持たせ、地域に対する理解と愛着を深めてもらう。また、子どもたちが「より良い土浦市にするためにどうすればいいか」を自ら考え、提案を議員として模擬議会で発表することにより、行政と議会の役割を理解させる。併せて、優れた提案を市政に反映させる。

〇令和4年度

- ・開催日 令和4年8月9日（火）
- ・会 場 市議会議場
- ・対象者 市内8公立中学校・義務教育学校 8年生 9名
議長：1名 議員：8名（各校1名）

〇令和5年度

- ・開催日 令和5年8月18日（金）
- ・会 場 市議会議場
- ・対象者 市内16公立小学校・義務教育学校 6年生 16名
議長：2名 議員：14名（各校1名 ※議長校を除く）

まちづくり市民懇談会

市民との協働のまちづくりの一環として、市長（執行部）が地区へ出向き、市政方針を伝え、市民より市政への意見や提言、地区の課題等を直接聴き、市政に反映させる。
（5年毎）

〇令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。

代替で郵送等による意見募集を実施（2月16日～3月16日） 提出者数 12名

市民と市長の対話集会

決まったテーマにより、市長が市民からの市に対する意見やアイデア等を直接聴き、市政運営の参考にする。

〇令和5年度

- ・開催日 令和5年5月10日から令和5年5月23日まで（全8回）

- ・会 場 本庁舎及び各中学校地区公民館（一中地区公民館を除く）
- ・テーマ 「夢のある、元気の土浦」の実現に向けて
- ・対 象 各中学校地区の住民
- ・述べ参加者 182名

（３）シティプロモーション

本市が「存在感のある、選ばれるまち」となり持続的に発展していくため、まちの地域資源を活用して創出したさまざまな魅力を戦略的に内外に発信する。

ア 市のイメージアップに関すること

○土浦市シティプロモーションサイト「意外と〇〇！つちうら」

「つちうら」まちのレポーター（市民）がお知らせするグルメ、イベント情報を発信

<http://www.tsuchiura-pr.jp>

○土浦市公式 Facebook、Instagram、YouTube、X(旧Twitter)

土浦市の情報を発信

○インターネットを活用した情報発信

主に20代～30代の首都圏在住者及び市民に向け、土浦で体験できるアクティビティの魅力伝える動画を制作。ホームページ、SNS等で公開。歴史文化編、イベント編、れんこん編、ワカサギ・シラウオ編、総集編の5本を制作。

○移住体験ツアーの実施

「自転車のみち土浦」テレワーク移住体験ツアー

本市が選ばれるまちとなるよう地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や、充実した福祉・教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらう。

12月14日～16日（2泊3日）

イ シティプロモーションの企画、調整、実施及び推進に関すること

○「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の推進

令和元年度に策定した「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の進捗の管理及び新規事業の企画調整を実施

計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間

○職員向けシティプロモーション研修

職員の情報発信力強化を図るため、SNSの活用等階層別に研修会を実施

○「学祭TSUCHIURA」の開催

市内等には高校が10校あり、近隣市町村から学生が集う「学びのみち」であることから、「まちの財産」である高校生が一堂に会し、企画の段階から高校生が主役となってイベントを開催することにより、土浦への愛着心を育むとともに、賑わい創出と本市のイメージアップ及び市民の郷土愛の醸成を図る。

うらら大屋根広場特設ステージでの、市内高等学校等の生徒による、それぞれの学校のPRと部活動を披露するステージイベントと、土浦市民ギャラリーでの生徒が作成した美術等作品、各校の紹介物品の展示を実施。

ウ イメージキャラクターに関すること

○つちまる着ぐるみの貸出運用によるPR活動

市のイベントをはじめ地域や企業など様々な場面での活用

運用実績 令和5年度 78件

- つちまるファンクラブの設置
- メールマガジン「つちめーる」の配信
- 協賛店の会員のサービス

エ フィルムコミッションの推進

映画・テレビドラマ・CMなどのロケーション撮影を誘致し、ロケが円滑に進むようサポートする事業で、積極的にロケ支援することで、本市の知名度向上や地域活性化を図る。

- ロケ地に関する相談及び案内
 - 撮影イメージにあったロケ地紹介
 - ロケハン等への同行・案内
 - 撮影に必要な許可等の手続支援
 - 飲食店、宿泊施設の紹介
 - エキストラ手配の支援
- その他撮影に関する各種相談
- 撮影時の立会い
- フィルムコミッション専用ホームページの運営、管理
 - <http://www.tsuchiura-fc.jp>
- 支援作品のPR
 - パネル展の開催
 - ロケ地マップポスター、冊子の作成
- 撮影支援実績
 - 令和5年度 撮影件数46件 経済波及効果7,142千円

5 行財政改革

1 第6次土浦市行財政改革大綱実施計画の成果等について

(1) 概 要

第6次土浦市行財政改革大綱は、平成30年度に策定し、令和元年度から令和5年度の5年間で推進期間として、行財政改革の取組みを行っています。

(2) 実施状況

第6次土浦市行財政改革大綱を推進する実施計画には、推進項目として66件を掲げております。令和5年度の実施状況は、全66項目の内、「実施」が58件、「準備・検討」が3件、「未実施」が5件となりました。

年度 分類	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
項 目 数	66	66	66	66	66
実 施	57	57	56	57	58
準備・検討	5	4	3	3	3
未 実 施	4	5	7	6	5

(3) 達成状況

実施計画に挙げられた66項目の取組みについて、最終目標値に対する令和5年度の達成状況を度合いとして示したものです。

第6次土浦市行財政改革大綱における6つの基本方針ごとの達成状況は次のとおりです。

基本方針 分類	(1) 市民 との協 働・地域 力の強化	(2) 持続 可能な財 政運営の 確立	(3) 効率 的・効果 的な行政 運営の確 立	(4) 機能 的な組 織・人材 づくり	(5) 適正 な公共施 設マネジ メントの 推進	(6) 情報 発信・I CT社会 への対応	合 計
項 目 数	15	16	10	12	7	6	66
A (100%以上 ～81%)	9	11	6	6	2	4	38
B (80%～61%)	2	1	0	1	1	0	5
C (60%～41%)	1	0	1	0	2	1	5
D (40%未満) 及び判定不能	3	4	3	5	2	1	18

2 第6次行財政改革大綱の取組状況のまとめ

(1) 新型コロナウイルスの影響

令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により、イベントや講座などの人が集まる事業ができなかったこともあり、協働推進事業の推進などの一部の事業については進捗が思わしくありませんでしたが、令和5年度になり、進捗状況が改善傾向になっています。

(2) 目標を達成した取組み

令和5年度には全体の3分の2程度の取組みは、おおむね目標を達成し、ふるさと土浦応援寄付事業の推進やコンビニ交付の推進など、目標を大きく上回る達成状況の取組みもあって、一定程度の成果をあげていると考えられます。

これらの取組みについては、各課にて目標を再設定し、引き続き取組みを続けていきます。

(3) 目標未達の取組み

職場内研修（OJT）の確立による人材育成の推進など、いくつかの人事関係の取組みについては、人材育成基本方針の見直しに伴う検討等のため、アンケートを実施しなかったことにより、実施状況が未実施となっています。

未実施の取組みや進捗状況の良くない取組みについては、取組み目標や目標値を再検討するなど、今後のあり方検討していきます。

(4) 今後の取組方針

第6次行財政改革大綱実施計画の66項目の中には、他の計画等に紐づけられている取組みについても掲載されております。

これらの取組みは重複して進捗管理をする必要性は薄いことから、今後は個々の計画に基づく各課の取組みに委任するものとします。

3 行財政集中改革プランについて

(1) 概 要

今までの個別的な取組を集約する「行財政改革大綱」の取組に代わり、行財政経営の基本的な構造や手続手法など、全庁に影響のある事項について、短期間で集中的に取り組むための「行財政集中改革プラン」を策定し、取組みを推進しています。

(2) 行財政集中改革プランの内容

ア 計画期間

令和6年度～8年度まで（3年間）

イ 取組の視点

「市の有する資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の質の向上と最大限の活用」

ウ 計画の構成

行財政改革の視点で取組を検討すべき課題に対し、特に喫緊に取り組むべき課題や複数の検討課題に効果があると考えられる「重点取組項目」を定め、これらについて実施目標を設定します。

エ 重点取組項目

(ア) 業務プロセスの見直し

全庁の業務における手続き（業務プロセス）の棚卸し、業務量の把握を通して、適切な人員配置や業務量の圧縮・平準化を図ります。

(イ) 政策におけるデータ利活用の推進

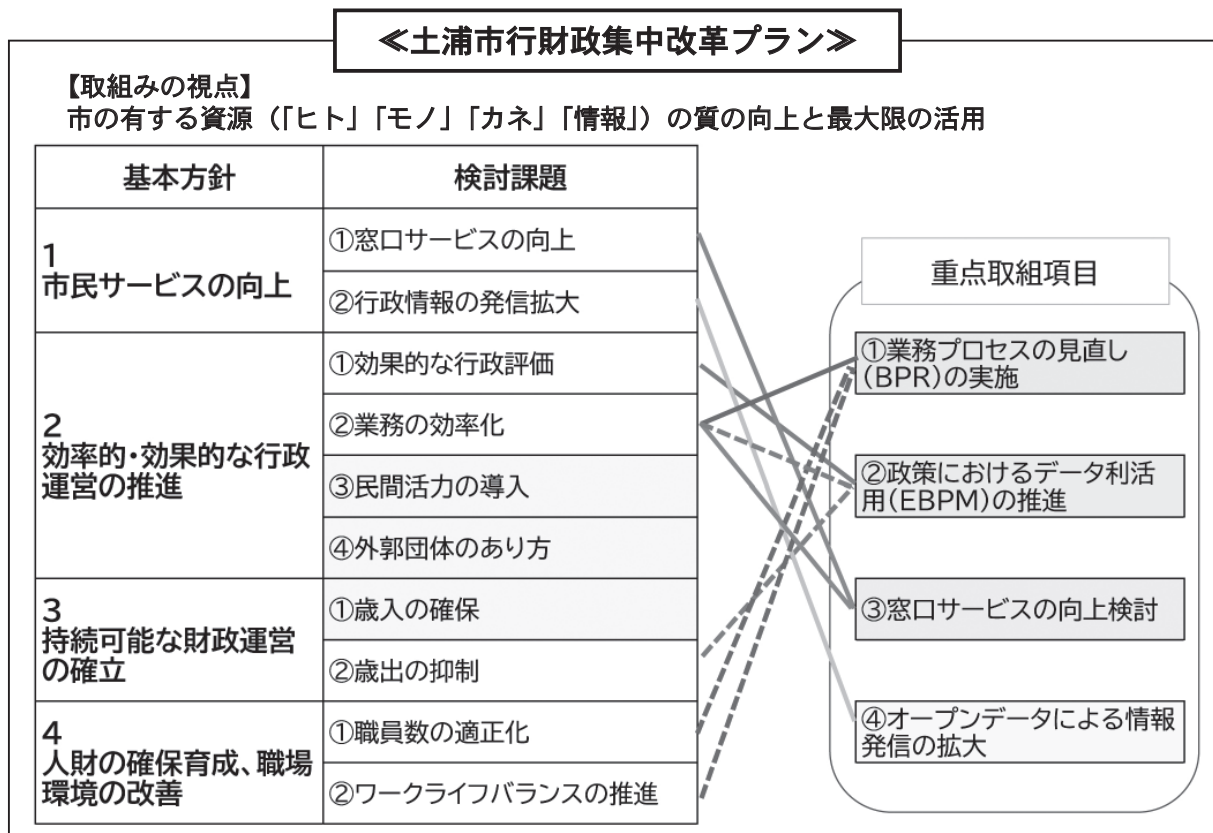
政策立案に関する課題整理、施策検討においてデータを利活用することにより、より効果的な施策検討、計画立案、既存事業の効果向上を図ります。

(ウ) 窓口サービスの向上検討

「ア 業務プロセスの見直し」による手順の見直しを踏まえ、デジタルを活用する等の方法により、窓口サービスの向上を検討します。

(エ) オープンデータの発信拡大

自治体オープンデータの発信を拡大することにより、市政情報の発信、市の状況発信の向上を目指します。



6 ICT施策の推進

(1) ICT（情報通信技術）施策の状況

ICTについては、平成14年度に住民基本台帳ネットワーク、平成15年度には総合行政ネットワーク（LGWAN）とそれぞれ接続し、国・県と一体化した行政サービスの提供が可能になりました。

平成27年度に市庁舎が移転したことに伴い、無線LANの導入及び耐障害性の高い庁内ネットワークを構築しました。

平成28年度に新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化のため、いばらき情報セキュリティクラウドに参加し、庁内ネットワークをインターネットから分離しました。

平成29年度に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づく情報連携を開始しました。

令和元年度に、基幹業務におけるコスト削減、職員の利便性、業務効率化及び情報セキュリティの向上を図るため、県内8市町村で協定を締結し、翌年度から自治体クラウドの運用を開始しました。

令和2年度に、感染症等の流行時においても業務継続性を確保するため、市職員のテレワークシステムを導入しました。

令和3年度に、紙の削減と業務効率の向上を図るためペーパーレス会議システムを導入しました。また、セキュリティを担保し円滑な情報共有を図るため、自治体専用チャットツールを導入しました。

令和4年度に、オンライン申請を推進するため、電子申請ツールを導入しました。

令和5年度には、地図情報を速やかに取得するため、Web 住宅地図を、事務の効率化のためAIによる会議録自動生成システム及び生成AIを導入しました。

今後も、さらなる利便性・安全性の向上につながるICT施策を展開してまいります。

(2) ICT施策の内容

運用年度	主なICT施策内容
平成14年度	統合型地理情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム 携帯電話に対応したホームページの構築
平成15年度	例規データベースシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）接続
平成16年度	公的個人認証システム、電子申請・届出システム、戸籍電子情報システム
平成17年度	市議会会議録検索システム、市主要公共施設間の光ケーブル接続
平成18年度	電子入札システム
平成19年度	図書館ホームページの蔵書予約システム、簡単申請・受付システム
平成20年度	庁内LANのLGWAN接続
平成21年度	市ホームページリニューアル
平成22年度	市税・保育料のコンビニ納付、証明書自動交付機
平成23年度	一部郵便局における、各種証明書の申請・交付
平成24年度	市議会本会議のインターネットによる録画中継
平成25年度	土浦市公共施設予約システム（文化施設・生涯学習施設の仮予約）
平成27年度	土浦市公共施設予約システム（スポーツ施設の仮予約）、新庁舎・新消防庁舎のネットワーク整備
平成28年度	いばらき情報セキュリティクラウドへ参加
平成29年度	新図書館のネットワーク整備、マイナンバー情報連携開始
令和元年度	基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結
令和2年度	自治体クラウドの運用開始、テレワークシステム導入
令和3年度	ペーパーレス会議システム導入、自治体専用チャットツール導入
令和4年度	電子申請ツール導入
令和5年度	Web 住宅地図、AI会議録自動生成ツール、生成AI導入

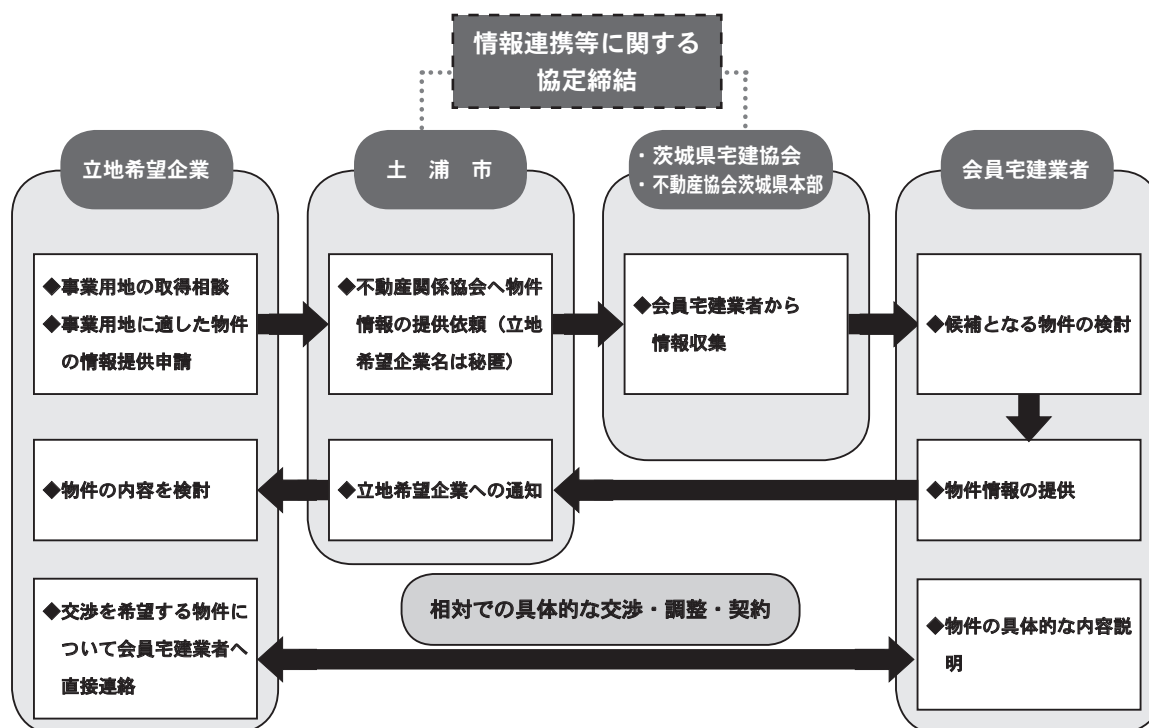
7 企業誘致

(1) 概要

雇用機会の創出や産業振興による本市の持続可能な発展を目指し、戦略的な企業誘致を推進します。

(2) 事業内容

ア 不動産関係協会と協定を締結し、協会の協力の下、市内で事業用の不動産を探す企業等の事業者が必要とする民有地の情報を提供するなど、新たな企業誘致体制により効果的に対応を進めます。



イ 企業誘致の総合的な窓口として、公共施設の跡地や民間の遊休土地等の不動産情報と共に、国や県、本市の補助金等取りまとめることで、市内外へ本市の企業立地の優位性を積極的にPRします。

8 公共施設マネジメント

(1) 概 要

高度経済成長期に集中的に整備した公共施設が老朽化し、今後一斉に更新時期を迎えることから、「土浦市公共施設等総合管理計画」で掲げる公共施設管理の方針に基づき、施設の適正配置、サービス向上及び安全性の確保を図ります。

(2) 事業内容

ア 公共施設等再編・再配置計画の策定

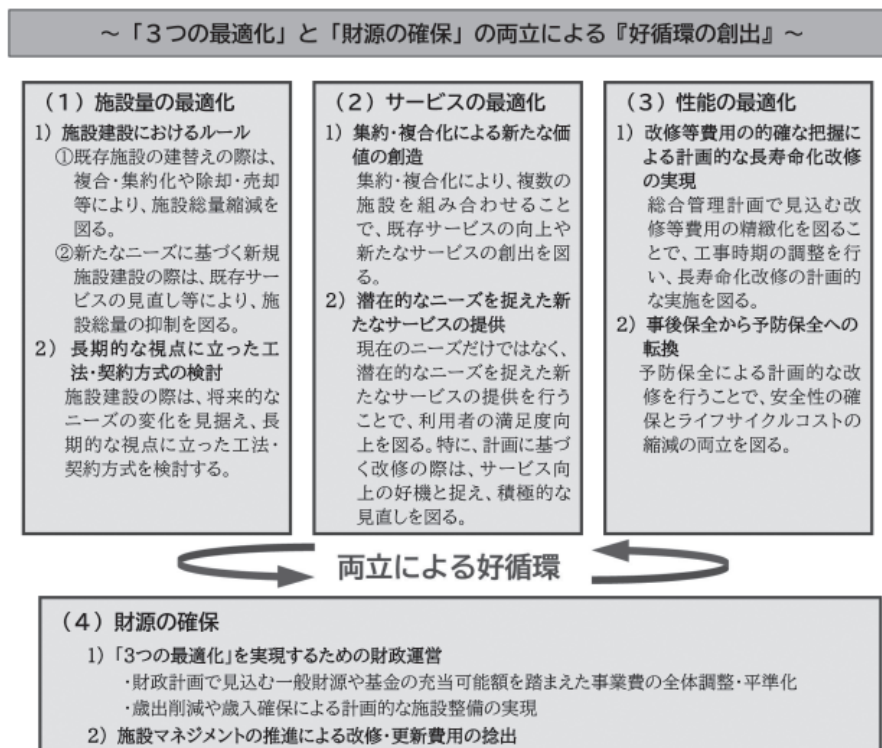
土浦市公共施設等総合管理計画で掲げる公共施設管理の方針を推進するための実行計画として、令和4年度に土浦市公共施設等再編・再配置計画を策定し、早急に検討が必要な10施設の配置方針の策定のほか、計画期間における基本方針やスケジュールを定めました。

- ・計画期間：令和5年度～令和24年度
- ・対象施設：「公共施設」に分類される188施設（インフラ施設を除く）

イ 公共施設の配置方針の策定

令和4年度に配置方針を策定した施設を除く178施設について、令和5年度から令和7年度にかけ、施設評価や類型別・地区別方向性の検討を行った上で配置方針を策定の上、「土浦市公共施設等再編・再配置計画」を改訂します。

○再編・再配置計画の基本方針



○総合管理計画の基本方針

総合管理計画の基本方針を実現するため、本計画における基本方針を策定

